一般社団法人日本デジタルアセット協会定款

第1章総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本デジタルアセット協会(以下「当法人」という。)と称し、英文では、 Japan Digital Asset Association と表示する。

(目的)

- 第2条 当法人は、ブロックチェーン上で管理される資産(以後、デジタルアセットと称する)について分析 及び研究し、デジタルアセットの健全な発展及び普及を目的とし、その目的に資するため以下の 事業を行う。
 - 1. デジタルアセットに関する研修会、講習会等の開催
 - 2. デジタルアセットに関する情報の提供
 - 3. デジタルアセットに関係を有する外部機関との連携及び情報交換
 - 4. デジタルアセット及びセキュリティトークンビジネスに関する調査研究
 - 5. デジタルアセットに関する普及啓発、消費者教育及び広報
 - 6. デジタルアセット発行に必要な情報や専門機関の紹介
 - 7. その他、前各号に附帯又は関連し、当法人の目的を達成するために必要な事業

(主たる事務所)

第3条 当法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

(公告方法)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

(機関)

第5条 当法人は、社員総会及び理事のほか、次の機関を置く。

- 1. 理事会
- 2. 監事

第2章 会員及び社員

(種別)

- 第6条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 (以下「一般法人法」という。)上の社員とする。
 - 1. 正会員
 - 2. 準会員

(入会)

第7条 正会員又は準会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、 理事会の承認を受けなければならない。その承認があったときに正会員又は準会員となる。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。ただし、 社員総会においてその義務を免除することができる。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会すること ができる。

(除名)

- 第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、第19条第2項に定める社員総会の特別決議 によって当該会員を除名することができる。
 - 1. この定款その他の規則に違反したとき
 - 2. 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
 - 3. その他の除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

- 第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
 - 1. 会費の納入が継続して半年以上されなかったとき
 - 2. 総正会員が同意したとき
 - 3. 当該会員が死亡し、又は解散したとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

- 第12条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、 義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行 の義務は、これを免れることはできない。
 - 2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金等は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(招集)

- 第13条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から2か月以内に招集し、臨時社員総会は、 必要に応じて招集する。
 - 2 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。
 - 3 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し社員総会の目的である事項及び招集理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(招集手続の省略)

第14条 社員総会は、社員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会に おいて社員の中から選出する。

(決議)

第16条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とし、例外として社員が議決権を行使できない 特段の事情がある場合、その者の議決権は0個とする。

(議決権の代理行使)

第18条 社員又はその法定代理人は、当法人の社員を代理人として、議決権を行使することができる。 ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、社員総会の日から 10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役員

(役員の設置)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- 1. 理事3名以上
- 2. 理事のうち1名を代表理事とする
- 3. 監事1名以上

(理事及び監事の選任の方法)

第21条 当法人の理事及び監事の選任は、社員総会において総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(任期)

- 第22条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社 員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
 - 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会 の終結の時までとし、再任を妨げない。
 - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 理事及び監事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(監事の職務権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

(役員の報酬等)

第24条 理事及び監事の報酬及び賞与並びに退職慰労金は、社員総会の決議によって定める。

(取引の制限)

- 第25条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、社員総会において、その取引について重要な 事実を開示し、その承認を受けなければならない。
 - 1. 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
 - 2. 自己又は第三者のためにする当法人との取引
 - 3. 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

第5章 理事会

(構成)

第26条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- 1. 業務執行の決定
- 2. 理事の職務の執行の監督
- 3. 代表理事の選定及び解職

(招集)

第28条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が招集する。
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第29条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第30条 理事会の決議は、この定款に定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、出席した当該理事の過半数をもって行う。

(決議・報告の省略)

- 第31条 前条の規定に関わらず、一般法人法第96条の要件を充たすときは、当該提案を可決する旨の 理事会の決議があったものとみなす。
 - 2 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した時は、その 事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告 については、この限りではない。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事がこれに署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第33条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

第6章 基 金

(基金の拠出)

第34条 当法人は、社員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第35条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会が決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

第36条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第37条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事会が決定したところに従って行う。

第7章 計算

(事業年度)

第38条 当法人の事業年度は、毎年12月1日から翌年11月30日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第39条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

- 第40条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を定時社 員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号ま での書類については、承認を受けなければならない。
 - 1. 事業報告
 - 2. 事業報告の附属明細書
 - 3. 貸借対照表
 - 4. 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - 5. 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
 - 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第41条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第42条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

(解散)

第43条 当法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由による ほか、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当 たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属等)

第44条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益認定法第 5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第45条 当法人に、当法人の事務を処理するための事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第46条 事務局長及び職員の任免は、代表理事が行う。

(組織及び運営)

第47条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により定める。

第10章

附則

(最初の事業年度)

第48条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成31年11月30日までとする。

(設立時役員等)

第49条 当法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時理事 埼玉県川越市熊野町12番地2(上福岡サンハイツ506号室) 飯塚良太 設立時理事 福島県双葉郡浪江町大字井手字西原222番地2 木村紀文 設立時理事 東京都目黒区八雲一丁目5番15号 八雲フラット12 前川浩平 設立時代表理事 埼玉県川越市熊野町12番地2(上福岡サンハイツ506号室) 飯塚良太 設立時監事 神奈川県藤沢市片瀬海岸二丁目17番8~108号 小針一浩

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第50条 設立時社員の氏名又は名称及び住所又は本店所在地は、次のとおりである。

設立時社員 東京都港区六本木二丁目4番13-1104号 株式会社コネクトエイト 代表取締役 飯塚良太

設立時社員 福島県双葉郡浪江町大字井手字西原222番地2 木村紀文

設立時社員 東京都目黒区八雲一丁目5番15号 八雲フラット12 前川浩平

(法令の準拠)

第51条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

以上、当法人設立に際し、設立時社員 株式会社コネクトエイト他2名の定款作成代理人である司法書 士髙橋昭安は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

平成30年11月30日

設立時社員 東京都港区六本木二丁目4番13-1104号 株式会社コネクトエイト

設立時社員 福島県双葉郡浪江町大字井手字西原222番地2 木村紀文 設立時社員 東京都目黒区八雲一丁目5番地15号 八雲フラット12 前川浩平

上記設立時社員の定款作成代理人

群馬県高崎市江木町1696番地司法書士 髙橋昭安